

堺市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき出資団体監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月26日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

出資団体監査

## 第2 監査の対象

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団

## 第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和5年11月1日～令和6年3月26日

## 第5 団体の概要

### 1 設立年月日

平成8年12月5日

### 2 設立目的

スポーツ・レクリエーションの振興を通じて、堺市民が健康で人間性豊かな生活を送り、かつ良好なコミュニティを形成すること及び青少年活動の振興を通じて、青少年自らが自主性と社会性を育み、心身ともに健やかに成長することに寄与することを目的とする。

### 3 基本財産（令和5年3月31日現在）

3億円（本市出捐額3億円、基本財産に占める割合100%）

### 4 所管部局

教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課

### 5 役員及び職員数（令和5年3月31日現在）

理事長 1人

理事 6人 うち常務理事1人

監事 2人

職員 578人（常務理事が事務局長を兼務）

うち常勤職員16人（堺市からの派遣5人含む。）、非常勤職員52

人、短時間勤務職員・短期臨時職員 509 人、人材派遣 1 人

## 6 事業状況

令和 4 年度における公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)の主な事業は、次のとおりである。

- (1) 放課後児童対策受託事業
- (2) 青少年健全育成自主事業
- (3) スポーツ振興自主事業
- (4) スポーツ施設管理運営事業
- (5) 収益事業等（飲食物販売事業）

(出資団体提出資料から抜粋し一部加工)

## 7 財政状態及び経営成績

事業団の令和 4 年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、別紙参考資料のとおりである。

## 第 6 堺市との関係

堺市（以下「市」という。）は、基本財産 3 億円の全額を出捐している。

事業団に対する補助金として、令和 4 年度に公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金 2,429 万 2,000 円を交付している。

また、市は、平成 31 年度から令和 5 年度まで、堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループ（事業団は代表団体）を金岡公園体育館等の指定管理者に指定しており、令和 3 年度から令和 7 年度まで、初芝スポーツチャレンジパートナーズ（事業団は構成団体）を初芝体育館等の指定管理者に指定している。

また、市が令和 4 年度に事業団に委託している業務は、堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（堺・南・北区）（8 億 6,317 万円）である。

なお、市からの派遣職員は 5 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）である。

## 第7 監査の項目及び結果

事業団において事務事業が設立目的(出資目的)に沿って執行されているか、決算諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 事業団は、個人情報の保護に関する法律が改正(令和5年4月1日施行)されていたにもかかわらず、個人情報保護規程等において引用条項の変更や個人データの安全管理措置などの必要な改正を行っていなかった。

### 2 経理について

会計経理は適切になされ、決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) のびのびルーム事務の手引きにおいて、物品購入する場合、予算差引簿に発注日や納品日を記入し管理することになっているが、発注日も納品日も正しく記入していないものがあった。

また、そのなかには納品日から半年以上経過しているにもかかわらず支払いが行われていないものがあった。

- (2) のびのびルーム ICT 環境対応業務の委託において、基本分(年額)と作業時間及び出張回数に応じた実績分を支払うこととし、契約がなされているところ、以下のとおり誤りがあった。

ア 公益法人会計基準等に基づいて、発生基準により会計処理をすることが求められているが、令和3年度分の委託費の基本分について、令和3年度に費用計上すべきところ、実際に支払った令和4年度に費用計上していた。

イ 令和4年度分の契約書に収入印紙を貼付していなかった。

ウ 契約書では、支払方法として一括払いとしていたにもかかわらず、契約金額のうち実績分を四半期ごとに支払っていた。

また、令和 4 年度分の契約金額のうち基本分を支払っていなかった。

エ 令和 5 年 8 月に当該業務の契約相手方が個人事業主から法人に変更されていたにもかかわらず、令和 5 年度分の契約において、相手方を変更するための手続を行っていなかった。

### 3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 情報ネットワークシステムに関する情報セキュリティ実施手順では、端末機等の廃棄等をする場合には、端末機等の初期化のみならず情報を復元できないような措置を講ずることとし、端末機廃棄管理台帳により、廃棄方法・作業場所・廃棄担当者等を確認し、廃棄について記録・管理することとされている。

しかし、令和 4 年度において、パソコン 11 台の売却、パソコン 9 台及びサーバ 1 台の廃棄を行っていたにもかかわらず、当該管理台帳の作成及び記録をしていなかった。

また、上記のパソコン 11 台については、売買契約書もなくデータ消去の方法等を明確にしないまま売却しており、情報の消去等に関する措置を確実に行ったことの確認ができない状態となっていた。

(2) 事業団では、個人情報の取扱いを伴う事務の委託契約の締結にあたっては、個人情報の取扱いに関する遵守事項を記載した特記事項を契約書に添付すべきところ、複数の契約書において特記事項を添付していなかった。

[適切な業務委託の発注について（意見）]

のびのびルーム ICT 環境対応業務（令和 4 年度分）については、下記の

内容により契約を行っている。

業務内容	堺市教育スポーツ振興事業団が運営するのびのびルームの専用教室における ICT 環境整備について、保守に係る作業を行う（ウイルスソフト更新を含む）。
契約金額 (税込)	基本分 254,980 円 実績分 作業料金 5,500 円/1 時間 出張料金 16,500 円/1 回

※基本分：ウイルスソフト更新作業に対する対価

当該業務の実施状況を確認したところ、パソコン等の保守業務に加えて、不要となったパソコンの回収も当該業務の対象としており、保守業務と同じ契約金額を適用していた。

しかし、システムの操作を伴わないパソコン回収（12 ルーム各 1 台）については、上記の業務の範囲であることが明確になっていない。また、仮に業務範囲であったとしても、パソコン回収には、保守業務のような高い専門性は必要ではなく、保守業務と同じ契約金額を適用させることに通常合理性は認められない。なお、パソコン回収は 2 日間で実施していたが、12 ルーム分として、出張費を 12 回分計上していた。

事業団は、安易にすべての業務を事業者任せではなく、業務内容を精査し、そのうえで仕様書等において業務範囲を具体的かつ明確なものにすべきである。また、ICT 関係の専門的な業務であっても、事業団自らが作業の内容や専門性などを十分に把握することにより、契約金額が内容に見合った水準であるかを常に検証するなど、適切な契約に努められたい。

#### [公益目的事業の資産の転用について（意見）]

事業団は、のびのびルームで使用し、不要となったパソコン 11 台を令和 5 年 3 月 31 日に、のびのびルーム ICT 環境対応業務の事業者（以下「事業者」という。）に売却したが、事業団本部で使用するために、同年 4 月 7 日に決裁を受け、同じパソコンを買い戻していた。

これら一連の取引について次の意見を付す。

#### ア 売却のための回収費用及び買戻しに伴う費用が妥当でないこと

##### (ア) 売却に係る出張費、作業費について

パソコンの回収に係る出張費等で 1 台当たり 2 万 2,000 円（1 台の作業時間 30 分程度、11 台総額 24 万 2,000 円）を支出していた。

回収業務という異なる業務にのびのびルーム ICT 環境対応業務の契約単価を形式的に適用したことにより、1 日で出張費（1 万 6,500 円）

を6回重複計上(6校分)するなどしていたが、これら費用の妥当性について、合理的な説明は得られなかった。

(イ) 買戻しに係る費用について

事業団本部の業務に必要なソフトのインストール(ソフト購入費含まず)及びネットワーク設定等について、1台当たりの作業時間が25分程度であったにもかかわらず、3万800円(11台で作業時間4時間半、総額33万8,800円)を支出していた。

事業団本部のパソコン等の保守・設定業務については、別途、業務委託を契約しており、その契約単価を適用した場合、1台当たり3,750円(11台総額4万1,250円)の試算となり、今回の支出額と大きく乖離するが、事業団からは作業時間に対して費用が妥当であることの合理的な説明は得られなかった。

イ 売却及び買戻しの必要性がなかったこと

当初、事業団からは、事業者を介在させた一連の売却及び買戻しを行った理由について、公益目的事業の資産については、それ以外の事業(法人事業)で転用することが法律上禁じられているため、避けられない手続であったとの説明を受けた。

しかし、監査での指摘を受け、事業団において関係機関に確認したところ、「手続を行えば、当該資産を法人事業で転用することが認められる。」との回答があったとのことであった。

このことから、一連の取引はそもそも必要なく、内部で転用することにより、費用を縮減できたはずである。

高い公益性が求められる事業団が発注する業務や資産の取引は、より公正かつ合理的に行うべきであることを強く認識されたい。

[長期間にわたる同一業者との一者随意契約について(意見)]

事業団は、システムに関する業務(堺スポーツシステムメンテナンス業務、レンタルサーバー保守管理代行及び情報セキュリティ・個人情報保護関係対応業務、のびのびルームICT環境対応業務)の委託契約及びノートパソコン等のOA機器の購入・売却契約(令和4年度:購入総額702万8,472円、売却総額18万1,500円)については、同一の者と一者見積りによる随意契約(以下「一者随意契約」という。)を締結している。これらの一者随意契約については、事業団によると、同種の契約実績と当該履行状況が良好で業務の履行が確実にできると認められることなどを理由に長期間にわたっており、そのうち堺スポーツシステムメンテナンス業務は、少なくとも約16年以上契約を締結している。

今回の監査では、業務内容の把握や監督等が不十分であったことにより、上記のとおり、契約に関する不備や業務の発注等の問題が見受けられた。長期間にわたり複数の業務を同一の者と一者随意契約してきたことがこのような現状を招いていると考えられ、さらに、経済性の悪化や受注者の経営状況によっては事業運営に支障を来す懸念も生じている。

このようなことから、業務委託などの受注者を選定する際には、複数の者から見積りを徴取するなど競争性及び透明性を高めるよう業者選定手法の見直しも検討されたい。

また、所管部局は、事業団の収支状況や運営状況を十分に把握し、事業運営が適切かつ効率的に行われるよう、指導等に一層努められたい。